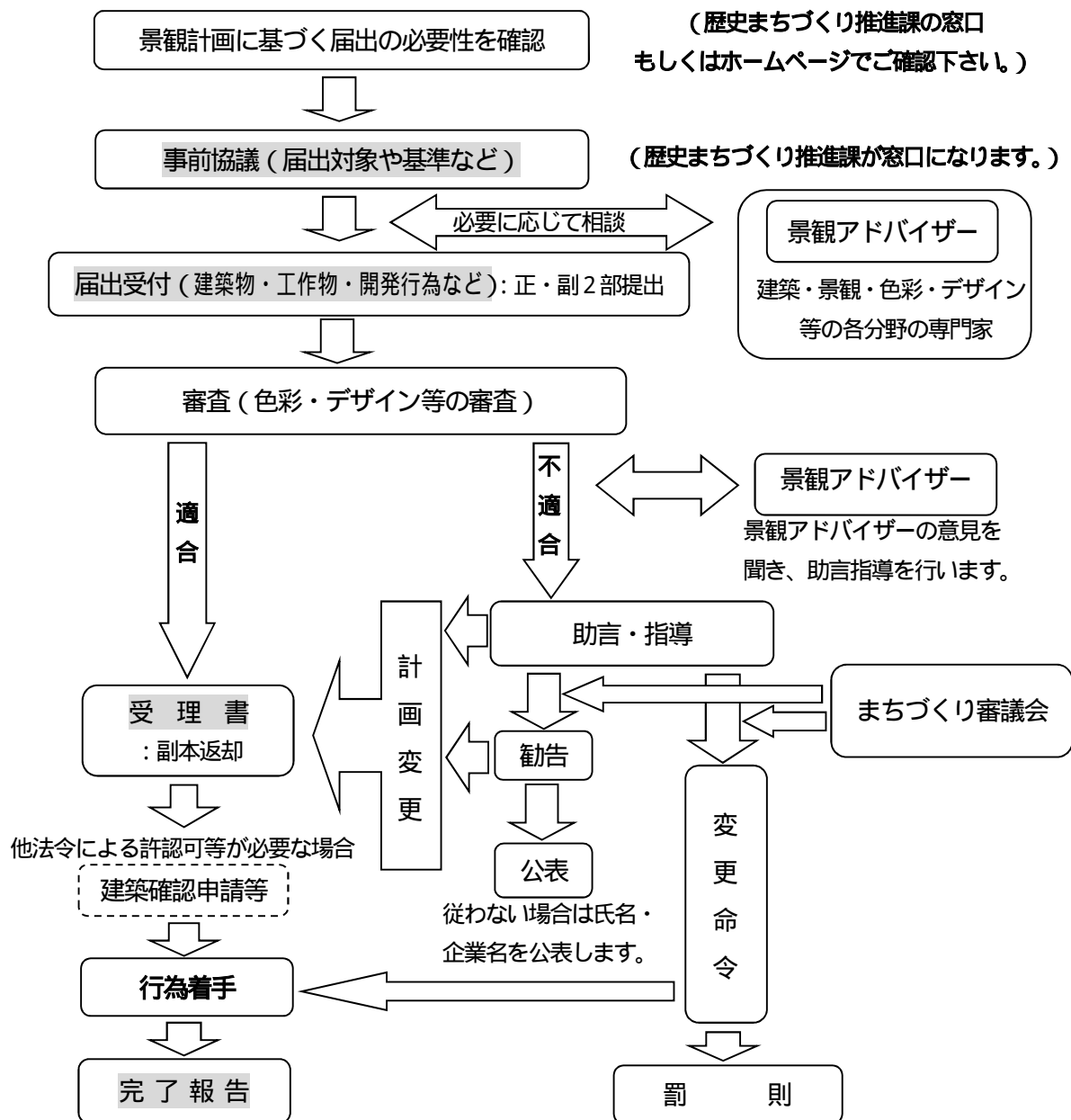


## 事前協議 及び届出の手続きフロー

手続きの流れは次の通りです。これを参考に届出の手続きをお願いします。宇治市では、良好な景観形成に関する事項について事前協議を行なうこととしています。これは、景観法第16条に基づく届出の徹底と、本市における景観形成基準の遵守について、できる限り早い段階で協議を行なうことにより、事業者の皆様の手戻りがないようにするためです。

なお、景観法の届出の有無を確認したい、また、景観形成に配慮した計画を進めたいとお考えの方は、歴史まちづくり推進課へご相談ください。



注) 工事着手日の30日前までに届出をすることとなっています。(景観法第18条1項) 建築確認申請、その他の許認可等の手続きが必要な場合には、必ず、同許可等の手続きの前のできるだけ早い段階で、事前相談・事前協議を行ってください。(届出後、変更が生じるときにも同様に、あらかじめ変更行為の着手の30日前までに届出が必要です。) なお、届出内容が基準に適合していると認められるときに、30日間の工事着手制限が解除される場合があります。

注) 届出をしないなどの手続き違反は、景観法に基づく罰則が科せられる場合があります。